

## 第4回城陽市子ども・子育て会議 会議録

日 時：平成26年11月5日（木） 19：00～20：30

場 所：城陽市役所4階 第2会議室

出席者：委員 15名  
 （安藤会長、久保副会長、朝山委員、石田委員、石原委員、井上委員、大久保委員、杉山委員、中岡委員、藤寄委員、森委員、初山委員、安森委員、山下委員、山本委員）  
 事務局 11名  
 業者（地域社会研究所） 1名  
 計27名

資 料：次第

- ・資料1 保育の必要性の認定に係る基準について
- ・資料2 城陽市子ども・子育て支援事業計画 ～案～
- ・資料3 第3回 城陽市子ども・子育て会議 会議録

## 1. 開会

### ●事務局

皆様こんばんは。定刻となりましたので、第4回城陽市子ども・子育て会議を始めさせていただきます。皆様、本日もご多忙の中、また夜分お疲れのところご出席いただき、誠にありがとうございます。本日、浅井委員、中川委員、野口委員には欠席のご連絡をいただいています。

それでは、まずは先般お送りした資料につきまして、確認させていただきます。

#### —資料確認—

議事に入ります前に、前回の子ども・子育て会議以降の進捗状況について報告いたします。前回の会議において、子ども・子育て支援新制度に係る基準条例について審議いただきました。その中で暴力団排除に関する事項を盛り込んでどうかというご提案がございましたので各条例案に盛り込み、9月議会に提出し、可決されました。

それでは、以降は、安藤会長の進行でお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

## 2. 報告「保育の必要性の認定に係る基準について」

### ●安藤会長

皆様、こんばんは。それでは次第2の報告「保育の必要性の認定に係る基準について」を事務局より説明をお願いいたします。

### ●事務局

それでは、資料1「保育の必要性の認定に係る基準について」（以下、資料1）を説明いたします。

—資料1 説明—

以上でございます。

●安藤会長

ありがとうございます。皆様、ご意見、ご質問等ございますか。

●石田委員

2点質問があります。まず、認定証の申請と交付は具体的にどのような手続きで行われるのでしょうか。不便が無いようにしないと利用者が大変だと思いますので、説明をお願いいたします。

次に、保育認定基準はほぼ現行の基準どおりとのことですが、現行の基準からの変更がある点について、もう少し詳しく説明をお願いいたします。

●事務局

1点目の認定証の手続きに関するご質問への回答ですが、入所申込みに合わせて支給認定の申請が必要となるため、若干手続きが煩雑になります。そのため、入所申込みと併せて支給認定の説明も行い、手続きが同時に済むようにいたします。なお、在園児については毎年保護者の在職証明書をご提出いただいておりますので、併せて支給認定の申請を提出いただきます。

2点目の保育認定基準に関するご質問への回答ですが、基本的には基準は現行のままです。就労時間については、新基準では60時間とすることを検討していますが、現行基準でも4時間×15日＝60時間ですので実質変更ありません。また、全各号に類する状態として現行基準では求職活動、虐待やDVに関する規定を特に設けていませんでしたが、新基準では明文化しています。今後、保育所の入所については虐待やDVのおそれのある子どもも新基準で受け入れていきます。

●石田委員

実質、現行基準から新基準への変更は無いということですね。今、支給認定の手続きと認定基準について説明いただきましたが、事実上は今までどおりの申請手続きで支給認定を受けられるということですね。在園児については、どのような手続きが必要となるのでしょうか。

●事務局

在園児については毎年保護者の在職証明書を提出いただき、入所要件を満たしているかどうかを確認の上、入所の継続と退所を判断しています。今後は、その際に支給認定の申請も行っていただきますが、就労されていないということであれば認定ができませんので、入所

を継続いただくことはできません。

●石田委員

実質は、現行の入所基準に合う人が、入所可能と考えてもよろしいですね。

●安藤会長

現行基準では同居者が保護者に代わって子どもを世話できる場合は入所できないという規定ですが、新制度ではその規定はなくなります。そのことを保護者に周知されていますか。

●事務局

現行基準では、同居者による世話を受けられない場合に入所可能としており、全ての同居者に証明の提出を求めています。新制度では、父母に対してのみ家庭での保育が可能な状態であるかを尋ねることになりますが、仮に同居者も家庭で子どもを保育することができないという状態であれば入所の優先度が上がります。

●安藤会長

原則、現行基準からの大きな変化はないということですね。他にご意見、ご質問等ございますか。

—質疑なし—

それでは次第2は以上です。

### 3. 議事「子ども・子育て支援事業計画（案）について」

●安藤会長

それでは次第3の議事「子ども・子育て支援事業計画（案）について」を事務局より説明をお願いいたします。

●事務局

それでは、資料2「城陽市子ども・子育て支援事業計画～案～」(以下、資料2)を説明いたします。

—資料2説明—

以上でございます。

●安藤会長

ありがとうございます。皆様、ご意見、ご質問等ございますか。

●石田委員

4点質問があります。1点目は、資料1の36ページに「①利用者支援事業」とありますが、新しく実施される事業でしょうか。

2点目は、38ページの「⑦地域子育て支援拠点事業」についてです。更なる事業の充実を検討されるとのことですが、具体的な内容を教えてください。また、毎年度量の見込みが減少していくのはなぜでしょうか。拠点について、国はどのような設置基準を示していますか。拠点を数か所整備する自治体もあろうかと思いますが、城陽市は1か所で充足できますか。

3点目は40ページの「⑧-2一時預かり事業（在園児対象型）」についてです。一時預かり事業の量の見込みと確保方策に2号認定による利用の見込み量も掲載されていますが、保育の必要性の認定を受けながら幼稚園の一時預かり事業の利用を希望するというのでしょうか。

4点目は46ページの「認定こども園への対応」についてです。現時点では市内の幼稚園は現行のまま認定こども園へは移行しないということですが、今後認定こども園ができた場合、市ではどの課で対応されるのでしょうか。

## ●事務局

1点目のご質問への回答ですが、具体的にはいわゆる子育てコンシェルジュを想定しています。これは、専門の職員を配置し利用者からの相談に応じて円滑にサービスにつなげることを目的とする事業です。現在も子育て支援課の窓口で同様の取組をしていますが、新たに深谷幼稚園跡地に整備する地域子育て支援センター内に窓口を設置し、新事業として取組む予定です。

2点目のご質問への回答ですが、現在、鴻の巣保育園の2階に地域子育て支援センターを設置しています。しかし、事務所機能が主であり、実質的な子育て支援事業は保育園やコミュニティセンターで実施しています。また、午後1時から4時の間に子育て相談に応じています。今後は、新たに施設を整備し一日中相談を受けられる体制を整えるとともに、様々な子育て支援プログラムを展開したいと考えています。拠点の整備状況は自治体により様々ですが、本市では当面の間は拠点施設を1か所とし、その他あそびのひろばやコミュニティセンター、民生児童委員の活動等様々な取組を通して子育て支援を充実させる方針です。なお、国から提示されている地域子育て支援拠点事業の方針ですが、これまで地域子育て支援拠点事業として実施していた取組が新たに地域子育て支援拠点事業と利用者支援事業に分けられました。地域子育て支援拠点事業では原則として「①交流の場の提供・交流促進」「②子育てに関する相談・援助」「③地域の子育て関連情報提供」「④子育て・子育て支援に関する講習等」を行い、開設日を週3日以上、1日5時間以上とし、子育てに関する知識・経験を有する者を2名以上配置することとされています。その他、施設整備の面では授乳コーナーや流し台、ベビーベッドを設けなければならないとされています。なお、人口推計により次第に児童数が減少していきますので、地域子育て支援拠点事業のニーズについても毎年度減少していくことを見込んでいます。

3点目のご質問への回答ですが、一時預かり事業の量の見込みと確保方策に示されている2号認定の見込み量は、保育の必要性を認められるものの、幼稚園での教育を希望されている方で、幼稚園に通園しているが、保護者の就労等のため通常の終園時間には子どもを迎えに行けないため幼稚園の一時預かりを恒常的に利用したいという方のニーズが示されていま

す。

4点目のご質問への回答ですが、現時点では認定こども園の移行を希望する幼稚園、保育園はありません。

今後、認定こども園を設置するとなった場合の対応はまだ具体的に決定しておりません。

#### ●石田委員

利用者支援事業は今後重要な事業になると感じています。しかし、深谷幼稚園の跡地は地理的に不便ではないでしょうか。車に乗る人ばかりではありませんし、不便な場所に子育て支援の機能を集中させても良いのでしょうか。地域子育て支援拠点事業についても当面は1か所ということですが、確保方策を見ますと平成31年度まで1か所となっています。また、いろいろな場所へ出向いて子育て支援事業を展開されるのは良いのですが、連携はとれているのでしょうか。

また、2号認定の一時預かり事業の利用について、保育の必要性が認められる子どもを幼稚園で預かるということになれば、幼稚園には2号認定の子どもへの保育を行う認可は必要ないのでしょうか。

今後、国は認定こども園を推進していくでしょうし、城陽市として方針や体制を明確にしていきたいと思います。

#### ●事務局

地域子育て支援拠点事業をそれぞれの地域に整備できれば良いという思いは、子育て支援課としても持っています。当面は深谷幼稚園跡地に1か所の整備予定ですが、子育ての相談は子育て支援課でも随時対応します。また、地域子育て支援事業は現行では2名の嘱託職員で対応しており、ご指摘のとおり連携は十分とは言えず、課題であると認識しています。

認定こども園への移行は公立幼稚園については京都府の教育委員会が基準を示しており、私立幼稚園については知事部局が管轄しています。このことを踏まえ、本市でも私立幼稚園が認定こども園へ移行を希望する場合の所管を検討していきたいと考えています。

2号認定の一時預かりの見込み量は、国から提示されている手引きとワークシートに基づいて算出した数値であり、保育が必要な状態ではあるが恒常的に幼稚園の一時預かりを利用したい人のニーズが示されています。実際に2号認定の希望があるかどうかは検討が必要ですが、国の手引きに基づき計画に見込量を掲載することになっています。なお、実際には幼稚園を利用する場合は1号認定の認定証を発行しますので、幼稚園を利用するのは1号認定の子どものみとなります。幼稚園と保育園を併願される場合は一旦2号認定の認定証を発行しますが、最終的に幼稚園を利用するということができれば改めて1号認定の認定証を発行します。

#### ●石田委員

深谷幼稚園跡地はやはり地理的に不便だと思います。大事な事業ですので、拠点施設は市役所内に整備することが望ましいのではないのでしょうか。

## ●事務局

国から提示されているガイドラインにより、利用者支援事業は行政とは別の場所で開催することが定められていることもあり、本市では深谷幼稚園跡地に地域子育て支援拠点を整備する予定です。

## ●石田委員

国の趣旨では、子育て家庭の身近な場所に地域子育て支援拠点があり、気軽に相談に行ける体制づくりを目指しているのだと思います。利用者にとって不便な場所に整備するのであれば国の趣旨とは異なりますし、地域と密着した場所で子育て支援を展開して欲しいと思います。

## ●中岡委員

石田委員がおっしゃる様に、深谷幼稚園跡地は西部や南部の人にとってはたしかに不便な場所です。しかし、新たに地域子育て支援拠点を整備してもらえる喜びも感じていますし、子どもたちに夢を見せてあげられる場になることが大事なのだと思います。皆が満足できる場所はどこなのでしょう。この場では何を判断すれば良いのでしょうか。

## ●山下委員

資料2の第5章について、じょうよう冒険ランドプランと比較したところ、取組内容が充実した箇所もありますが、削除されてしまった取組もあります。目標を達成したというのであれば良いのですが、ご意見をお聞かせください。

48ページの「障がい福祉サービス提供等の推進」について、レスパイト事業の充実に関する記述が削除されていますが、ショートステイで充実されるのでしょうか。

51ページの「青少年の心のケア」について、インターネットの活用などによる身近な相談窓口の設置の検討に関する記述が削除されているのはなぜでしょうか。

52ページの「こども・わんだー・ねっと」について、取り組み内容の記述がじょうよう冒険ランドプランと一緒なので、工夫をお願いします。

54ページの「学校教育環境の充実」について、コンピュータなどの情報教育の充実のための教育機器の整備に努めるに関する記述が削除されています。財政的に困難な面もあるとは思いますが、検討をお願いします。

57ページの「安全な道路と遊び場の環境づくり」について、不法駐車対策についての記述が削除されていますが、全市的な取り組みとしてあった方が良いと思いますので、検討をお願いします。「公共施設におけるユニバーサルデザインの導入」では、道路や市役所、学校、コミュニティセンターなどという記述がなくなり公園のみになってしまったのはなぜでしょうか。また、ユニバーサルデザインの理念の啓発に関する項目がなくなってしまったのはなぜでしょうか。なお、57ページの「うるおいのある安心の生活環境づくり」の取り組み内容が合致していない様に思います。転記ミスだろうと思うので、確認をお願いします。

### ●事務局

いただいたご指摘を所管課と再度検討いたします。

ホームページの開設については、個別の子育て支援情報についてはPDF化して紹介する取組は少しずつ行っていますが、総合的なホームページの開設はまだできていません。

また、学校のインターネット環境の充実については、現在小学校、中学校では対応しています。

### ●山下委員

社会福祉協議会のホームページでも随時情報を紹介していますので、うまく活用していただければと思います。柔軟に対応してくださると良いかと思います。

じょうよう冒険ランドプランの取り組み内容を踏襲されていますが、他市の取組状況についてコンサルタントから情報提供はなかったのでしょうか。

### ●事務局

じょうよう冒険ランドプランを引き継いで子ども・子育て支援事業計画を策定しますので、他市の取り組みは参照していません。

### ●藤寄委員

特定地域型保育事業ではどのようなことに取り組まれるのでしょうか。また、前回の子ども・子育て会議で昼間里親事業を家庭的保育事業へ移行してはどうかという提案がありましたが、方針をお聞かせください。

### ●事務局

特定地域型保育事業の具体的内容は現在調整中です。なお、ある事業所から地域型保育事業として事業所内保育を実施したいと申し出がありました。地域型保育として事業所内保育を実施する場合は、地域の子どもも受け入れることとされており、現在、1人受け入れられる体制を検討しているという意向をお聞きしていますので、特定地域型保育事業の確保方策が1人となっています。

昼間里親は現在5人おり、皆様に新制度の説明を行い家庭的保育事業の意向をお聞きしましたが、家庭的保育の実施は難しく、昼間里親の継続を希望しています。本市では今後も独自事業として昼間里親事業を継続いたします。

### ●大久保委員

資料2の17ページの「③要支援児童・特別支援教育の状況」を見ますと、ふたば園の利用者の増加に対し、48ページの「ふたば園の充実」の取り組み内容の記述が弱く感じますので、検討をお願いします

51ページの「虐待防止のための施策の充実」について、虐待の早期発見のために生後4ヶ

月までの乳児のいる家庭を訪問されるとのことですが、実際には就学後の子どもに対する虐待も深刻です。家庭訪問の対象は生後4ヶ月までだけでいいのでしょうか。

#### ●事務局

ふたば園の利用は毎年増加しており、要支援児童も増加傾向にあります。平成24年に施設を新しくし、キャパシティはありますが、セラピストの充実が課題となっています。今後、要支援児童の支援体制の充実を図る必要があると考えています。

平成22年度からこんにちは赤ちゃん事業を実施しています。0歳児に対する虐待が多い傾向にあり、国でも防止に取り組み、本市でも防止に努めています。実際にはいろいろな年代で虐待は起こりますが、最も死につながる可能性のある乳児段階での虐待防止を重視しています。また、民生児童委員協議会の取り組みとして前年度に生まれた子どもの名簿を市から民生児童委員に提供し、各家庭を訪問されることにより、子育て支援事業のPRを行うとともに地域の民生児童委員について周知していただき、子育て家庭と結びつく機会をつくっていただいています。8ヶ月健診から1歳8ヶ月健診までの間は各家庭と市との関わりが弱くなるため、その間の子育て支援を民生児童委員にご協力いただいています。

#### ●大久保委員

取り組みは素晴らしいと思いますので、計画にしっかり記述していただくようお願いいたします。

#### ●藤寄委員

保健所から補足いたします。おそらく計画には子育て支援課で取組まれている事業を中心に掲載されているのだと思いますが、健康推進課でも京都府が中心となって推進している医療機関との連携に取り組んでいます。産科にかかっている母親でケアが必要な方には医療機関からの連絡を受けて子どもが生まれる前からフォローを行っていますし、新生児訪問事業では、保健師が各家庭を訪問し虐待や発達の課題を把握し、子育て支援課に情報をつないでいきます。できれば子育て支援課以外の子育て支援の取組についても記載いただくのが良いのではないのでしょうか。

城陽市ではふたば園で療育を行っていますが、就学前児童の発達支援は民間事業所でも対応しています。行政だけで障がい児支援に取り組むということではなく、民間とも連携を図りながら推進することが重要です。

#### ●事務局

虐待防止に向けた医療機関との連携や障がい児支援について追記を検討します。

#### ●安藤会長

城陽市では「障がい児」と表記されるようですが、「健常児」という表記が気になります。障がい児と健常児と表記することで優劣を感じてしまう人もいるかもしれません。最近では

「障がいのある児童、ない児童」と表記する場合がありますし、検討をお願いします。

●事務局

表現を精査します。

●安藤会長

その他にご意見、ご質問等ございますか。

—質疑なし—

それでは次第3は以上です。

4. その他

●安藤会長

事務局、委員の皆様より何か連絡、報告等ございますか。

—連絡、報告等なし—

それでは次第4は以上です。以降の進行を事務局にお返しします。

5. 閉会

●事務局

安藤会長ありがとうございました。

本日の議題は以上でございます。

また、第5回会議の議事につきましては、本日のご意見とパブリックコメントのご意見なども踏まえまして、最終的な子ども・子育て支援事業計画（案）を作成し、ご意見を頂戴したいと考えております。

なお、開催日につきましては、後ほど日程を調整のうえご連絡させていただきますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。委員の皆様、お疲れ様でございました。

—閉会—